

年金生活者支援給付金の支給に関する法律 新旧対照条文 目次

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	．．．．．	1
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	．．．．．	2
○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	．．．．．	4
○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）	．．．．．	5
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第	号）	．．．．．
		11

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 抄
（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律	(略)	年金生活者支援 給付金の支給に 関する法律（平 成二十四年法律 第 号）
		事務	(略)	第三十九条の規定により市町村が処理すること とされている事務

現行	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律	(略)	(新設)
		事務	(略)	

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号） 抄
（附則第十七条関係）

改正案				現行			
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）				別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）			
提供を受ける国の機関又は法人	事務			提供を受ける国の機関又は法人	事務		
一（七十七の十一）（略）				一（七十七の十一）（略）			
七十七の十二（略）				七十七の十二 厚生 労働省及び日本年金機構	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による同法第二条の保険給付遅延特別加算金又は同法第三条の給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
七十七の十三 厚生 労働省及び日本年金機構又は地方公	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第 号）による同法第二条第一項の老齢年金生活者支援給付金、同法第十条第一			（新設）			

（傍線の部分は改正部分）

七十八～百二十	七十七の十四（略） ）	務員共済組合及び 全国市町村職員共 済組合連合会、国 家公務員共済組合 連合会若しくは日 本私立学校振興・ 共済事業団
(略)	(略)	項の補足的老齢年金生活者支援給付金、同法第十 五条第一項の障害年金生活者支援給付金又は同法 第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金の支 給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八～百二十	七十七の十三 厚生 労働省又は日本年 金機構	
(略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律 第三十号）による同法第六条第一項の永住帰国 旅費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条 第三項の一時金若しくは同法第十七条第一項の 一時帰国旅費の支給又は同法第十三条第二項若 しくは第四項の保険料の納付に関する事務であ つて総務省令で定めるもの	

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号） 抄
（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一〇二十五（略） 二十六 国民年金法 二十六の二 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四 年法律第 号） 二七〇三十三（略）	別表第一（第二条関係） 一〇二十五（略） 二十六 国民年金法 （新設） 二七〇三十三（略）

◎ 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号） 抄
（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（服務の本旨） 第二十三条 （略） 2 （略） 3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。 （制裁規程） 第二十六条 （略） 2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法、船員保険法若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構	（服務の本旨） 第二十三条 （略） 2 （略） 3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。 （制裁規程） 第二十六条 （略） 2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたと

の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 三 (略)

四 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第四十一条第一項に規定する権限に係る事務、同法第四十六条第一項に規定する事務及び同法第四十七条第一項に規定する収納を行うこと。

五・六 (略)

第三十八条 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいづれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人(当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 (略)

二 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を利用し、又は相互に提供する場合であって、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由の

きは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 三 (略)

(新設)

四・五 (略)

第三十八条 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいづれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人(当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 (略)

二 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を利用し、又は相互に提供する場合であって、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由の

あるとき。

イ・ロ (略)

ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者
支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務

ニ・ホ (略)

三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年
金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供する
ことについて相当な理由のあるとき。

イ・ロ (略)

ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者
支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務のうち、法令
の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされて
いるもの

ニ・ト (略)

四 (略)

6
10 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法
、子ども・子育て支援法、健康保険法、船員保険法又は年金生活者支
援給付金の支給に関する法律を施行するため必要があると認めるとき
は、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさ
せ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち
入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ
ることができる。

2・3 (略)

あるとき。

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年
金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供する
ことについて相当な理由のあるとき。

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ヘ (略)

四 (略)

6
10 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法
、子ども・子育て支援法、健康保険法又は船員保険法を施行するため
必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債
務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他そ
の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他
の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

附 則

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 (略)

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第 号)」とあるのは「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第 号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「整備法改正前児童手当法」という。)、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。)、平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。)(若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年子ども

附 則

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 (略)

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「整備法改正前児童手当法」という。)、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。)、平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。)(若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。)(第二十条第一項、第三項及び第

も手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十六条第二項中「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律」とあるのは、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年
度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法若しくは平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、第四十八条第一項中「又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律」とあるのは、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年
度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正

五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年
度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定

する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4
(略)

により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4
(略)

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）抄
（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第六条関係）			別表第一（第六条関係）		
一〇九十四（略）	（略）	九十五 厚生労働大臣 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第 号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	一〇九十四（略）	（略）	（新設）
百十八 厚生労働大臣 給付金の支給に関する法律によ	年金生活者支援給付金の支給に		（新設）	（略）	
情報照会者	事務	情報提供者	情報照会者	事務	情報提供者
一〇百十七	（略）	（略）	一〇百十七	（略）	（略）
特定個人情報	特定個人情報	特定個人情報	（新設）	（略）	（略）
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報	（新設）	（略）	（略）

別表第二（第十七条、第十九条関係）

別表第二（第十七条、第十九条関係）

	る年金生活者支 援給付金の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの
	であつて主務省令で 定めるもの